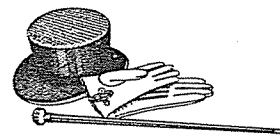


今日の世界における人権の座標

人権擁護運動の市民性

斎藤恵彦



今回私に与えられた課題は、今日の国際社会（どうしても国連中心になります）における人権の座標を呈示することである。

これは決してやさしい仕事ではない。というのは今日国際的な人権擁護体制は、国連によるもの以外に地域的、つまり欧州にアメリカ大陸にアフリカ大陸に存在すると同時にその内容、実施確保の手段も大変豊かになっているからである。

これは第二次世界大戦後のことであって、したがって一九四五年以前にはなかったことである。

もちろん国連がこのことを推進したのであって、戦後世界のことを私は非没価値秩序（ということは価値秩序）であると述べたことがあるが、このような世界は国連憲章によって開かれたのである。国連憲章とその前身である国際連盟規約を比べてみることによって、このことはよく分かる。同様に日本の新憲法と明治憲法の比較についても同じことが言える。今日の日本国憲法について、その極めて高い理想主義的性格が指摘される。この憲法

は一定の世界観を呈示している理想主義的性格の憲法であるから、毎朝これを唱えている人もあっておかしくないわけである。新憲法は自己の目標として『平和』という崇高な目的を設定し、前文では実に、日本国民がこの理想と目的に向かって全身全霊を傾けるのだ、という決意を表明している。この点、明治憲法が前世紀の大部分の国々の憲法と同様、特別の政治理念を表明していないのと対象的である。この憲法は単に近代国家としての最小限度での組織づけを行った技術的色彩の濃いものであった。その性格は中性であった。それ故、不当な民族主義に基づく軍国主義者が、これを悪用したのである。これに反して戦後憲法は単に統治機構をよりよく定めただけでなく、確固たる政治理念、世界観を表明したものであるから、旧憲法のように悪用は困難である。

この同じことが、国際連盟規約と国際連合憲章についても言える。国際連盟を中心とした第一次大戦後の国際秩序が、専ら熱い戦いを防止するための技術に終始したのに対して、国連憲章は、戦後日本国憲法と同様極めて格調の高い前文を置くとともに、単に狭義の平和の維持

（第一条一項）だけをその目的としなくて、正義（第二項）（発展（第三項））までも、その目的のなかに取り込んでいる。トータルな意味での平和の創造のための機構であり、平和と人権を高らかにうたった日本国憲法同様、極めて理想主義的文書である。この意味で積極的な価値秩序を設定することとしているこの二つの文書、日本国憲法と国連憲章を整合的に考えることができる。

二

国連憲章がどうしてこのような文書であるのか、その理由は明確である。それは今次大戦の戦争目的は明確であって、この戦争目的が、そのまま国連に流れ込んでいるからである。戦争目的とは要するに日独伊の全体主義、人権抑圧国家を打倒し、人権と民主主義を回復することであった、これ以上の何物でもなかった。国際連合（文字通りのユナイテッド・ネーションズ）は、世界人権宣言の有力な起草者の一人、フランスのルネ・カサンがいみじくも『人権のための十字軍』（『十字軍』という言葉を使うことが適切か否かは、ひとまず置く）と名づけた通り、「人

権のため」という戦争目的は明白であった。実にこの戦争事由は、日本が太平洋戦争に突入する昭和十六年（一九四一年）十二月八日以前の十四ヵ国共同宣言（一九四一年六月十二日ロンドンにて、ドイツ軍の侵入によって本国から追われたベルギーなど九ヵ国首脳と英連邦諸国の共同宣言）、同年八月の大西洋宣言、翌年一月一日の連合国共同宣言等に明確に示されてきた連合国共同宣言というのはアメリカをはじめ二十六ヵ国（後に二十一ヵ国が加わって最終的に四十七ヵ国）が『ヒットラー主義に対する勝利のための闘争において物質的貢献をしている又はすることのある』すべての国家が加わるようすすめた。単独講和を禁じた一種の「スクラム宣言」である。今日の国連はこの宣言を出発点としているが、この宣言の中には、「この宣言の署名国政府は、大西洋憲章に賛意を表する」と記されているのでやはり問題は大西洋宣言である。ここには八項目が掲げられているが、そのうち第一のいわゆる領土不拡大の原則がまず注目される。これは今次の戦争目的からして自分の領土を拡大しようなどという野心は全く持っていないということを公にしたものである。領土

的野心、ちなみに従来の戦争においては必ず戦勝国による領土拡大があった。また第六は『ナチの暴政の最終的破壊の後、すべての国民に対して、各自の国境内において安全に居住することを可能とし、かつ、すべての国のすべての人類が恐怖及び欠乏から解放されてその生命を全うすることを保障するような平和の確立を希望する』と宣明している。

以上、国連憲章の前史をくどくどと述べさせて頂いたのは、国連の成立にはこのような連盟と異なつて重大な歴史があり、今日のわれわれが知っているニューヨークを本部とする国連（ユナイテッド・ネーションズ）という言葉は、その初めは枢軸国に対して戦った連合国（ユナイテッド・ネーションズ）を指すものとして使われたので、今日の国際平和機構を指すために用いられたのではなかった。同じ名称を使っていたことは全く意味のないことではないのであつて、ユナイテッド・ネーションズの初心は今日の国連にも機構として、また精神として流れ込んでいる。

機構としては、ユナイテッド・ネーションズの中心と

なつた五大国の地位が優位しているということで、精神というのは反ファシズムで五大国を中軸とする安全保障理事会が、かつての日独伊ファシズム国家のような人権抑圧と対外侵略国家の再現はこれを許さず、力でもって制圧するという憲章の体制である。

ちなみに、連盟下の体制では軍縮に力を入れすぎたためナチスドイツ、軍国日本等を抑え切れなかったということから、国連憲章体制は軍縮によって平和を確保することは考えられていないとされている。これは確かだと思われる。連盟下の安全保障体制に対して、国連は『牙』を持ったと言われる所以で、憲章第七章、ことにその第四二条（軍事的措置）はこのことをよく示している。

三

今日、国連の安全保障体制が日本の国連平和協力をめぐって討論されているが、学者の間には二つの潮流がみられる。

一つは、国連において五大国中心のこのような本来の安全保障体制は時代遅れであり、ポスト冷戦期には、軍

事力による安全保障の有効性は減少するし、国連自身が紛争の当事者になる事態を招かないように、本来の国連による安全保障体制の中核を考えられる国連常備軍の設立は避けるべきだとするものである。

もう一つは、五大国の国連設立の初心を尊重し、今日のポストヤルタの米ソ協調で実現されそうな状況に強い関心を持つ人々である。この人達は国連に依然として夢を託する、実はロマンチストなのかも知れない。冷戦で機能してこなかった国連の安全保障機能に期待する人々で、憲章七章の本当の国連常設軍の設立によって、今回のイラク侵攻のようなケースを力で鎮圧することを期待する人々である。将来ナチスドイツ、軍国主義日本のようなものが世界のどこかにガンのように発生し、これを国連が力で制圧するのが何が悪いと言い、このような場合合日本はどう国連において処するのか、考えてみる価値があるとする人々である。しかしこれを期待する人々の意に反して、こんなものはできないのかも知れない。

本題を大きくはずれた議論となったが、今日の国連憲章と実行においてどうして人権と差別禁止ということが

重要な地位を占めているのかということとを述べるために、国連軍が『人権のための十字軍』であるということとを述べようとして、今日の日本の国連平和協力にまで深入りしてしまった。

話を戻して一言だけ述べたい。今日の世界と日本が平和と人権、民主主義という価値(理念)を基調としており、このような平和と人権の重要性は、国連憲章及び日本国憲法によって、世界の人々、とくに日本人に本来によく浸透して来ていると思う。これは大変よいことである。先日の梶山法務大臣の発言を多くの日本人が恥ずかしく、いまわしく思うのはこのためである。朝日新聞の十月二十三日の論壇に多賀幹子という人が、この事件について次のように言っているが、同感である。「アメリカは差別を嫌う国である。『平等』は『自由』と並ぶ国是だ。外国人たるわれわれもそこに深い理解を示し、人権差別と戦うアメリカを励まし、協力こそすれ悪い例として引き合いに出すのは、余りに無神経ではないか」。この私も実はアメリカのこの平等実現への血のじむ努力についてよく知らなかったところ、三年ほど前の夏、

ある。ちなみに国連成立以前の奴隸制撤廃や労働者の保護運動が国際的となったのは、人権の保護という動機と共に、各国が協調してこれを行わないで一国だけでこれを行うのは不公正というような不純な考え方もあったからである。

ともあれ何にもまして人権の国際的保護の必要性を痛感させたのは言うまでもなく、ナチスドイツ、軍国主義日本の人権蹂躪である。第二次世界大戦後も、南アフリカ共和国のアパルトヘイト、それに古いソ連の人権問題は、一国内人権問題の国際性を痛感させるに十分であった。かくして人権についてこれを国内事項とするたが、は外されることになった。

このように人権が国際関心事項となったことから、今日では「国際人権」ということが言われるが、実は人権の国際性・普遍性ということは当たり前のことである。したがって今からの世代の人々は国際という形容詞がなくとも人権を国家的ではなく国際的に考えていくことが期待される。

この人権の国際性・普遍性を戦後最も明快に語ったの

アメリカの一九五〇年代後半から六〇年代にかけてのあの公民権実現への全米あげての血みどろの闘いのテレビ放映をみて、大変感激したのである。このビデオを二時間ものとして法務省が、梶山発言を機会に積極的に貸与することになっているようである。

四

国連を中軸とする国際人権保障の基本哲学は、人権の保障を一国の憲法や国内法に任せておくだけでは、そしてその国の国民自らの監視に任せておくだけでは、十分ではなかったという第二次世界大戦に至る歴史的反省に基づいている。それまでは国際法は文字通り国家間の事柄を規制する法であって、自国内の人権問題を国際法が規制するということは考えられなかった。人権問題は原則として各国の国内問題であった。奴隸廃止や少数者の保護という特定の人権のテーマが連盟によって取り扱われ、また労働者の保護が国際労働機関によって推進されたが、人権一般が国際的・普遍的に保護されるようになったのは、ほんの四十五年前、国連が成立してのこと

が、フランスのジャック・マリタンである。マリタンは人権の普遍性をわれわれ一人一人のうちに宿る『人格』に求め、この人格が普遍性を持つから、各人の人権には普遍性があり、世界的保護に値するという。マリタンの哲学は難解であるが、今日でも世界でマリタニアンと言われる多くの人々がその哲学の信奉者となっているが、それは次のようなことである。

人格と言うとき、一般に単なる一塊の物質、例えば一個の原子、一片の草の葉、一匹のはえ以上のものであることを意味する。一体われわれはこれらの物質のどこに、自由を、尊厳をまた権利を見出すであろうか。はえや象には、自由とか尊厳とか権利のために、その生命を捧げようとする意識は存在しない。人間は人格を内蔵する動物として、他のいかなる動物や個体とも異なっている。人間はその理性と意思によって自分自身を掌握する個体である。人間は単に身体的に実存するものではなく、その内にはより豊かなより高揚された実存を持ったそれ自体一個の宇宙、言うなれば小宇宙である。その上、愛によって、人間は自らを自己にとつては他我である存在に

与えることをする存在で、このような関係は自然界のいずこをさがしても存在しないという。このように人格は小宇宙であり全体であるが、開かれた全体であり（ライプニッツのモナドのように窓もない小さな神でもなければ、見ざる聞かざる語らざる偶像でもない）、正しくその本性に社会生活と共同（コミュニオン）への傾向を内蔵している。それは正しく人間性の貧困と窮乏によるためであり、セネカの言う通り「人々は交わる毎に、人間らしく帰って来る」存在であるからである。われわれは人々と交わることなくしては人たり得ず、また人と成り得ない。

五

人格はこのように全世界に拡大されている、開放されたものである。人間の特異性である。人間は自由に自分の関係の周囲の世界を無限に拡げていくことができる。そういう人格の根本理論からして、日本に存在する人格は世界に開放されており、世界の人々と交わる性格と権利自由を有し、交わることに豊かになって帰ってくる存在である。そうなる例え、日本だけで人権が尊重さ

れ、他の国では人権が無視されるということに、また、その反対も許されないことになり、自然と自分の人権だけではなく、他の人々の人権についても無関心でいられない存在になるわけである。

国連が人権に重大な関心を持っている理由は、このマリタンの哲学がよく説明していると思う。国連憲章がその目的の一つとして、すべての者のために人権及び基本的自由を尊重するよう助長奨励することについて国際協力を達成することを挙げ、第五五条において、すべての者のための人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守を促進しなければならないとし、すべての加盟国も第五五条に掲げて目的を達成するために国連と協力して行動することを誓約すると規定して、人権に極めて重い比重を置いている。ここにいう「誓約」という言葉は、学者のいろいろな立場で解釈は異なるが、一部の有力な学者は加盟国は憲章という国際法上の法的義務を負うに至ったと考えている。いずれにしろこの言葉を重くみることで一致している。

この人権をめぐる誓約は、一九四八年の世界人権宣言

で具体化されている。

六

この世界人権宣言については語られすぎているから、二点だけ述べてみたい。

第一は、この宣言の採択された当時、レヴィ・カルネイロというブラジルの学者は次のように述べている。各国の憲法の規定する人権の保障は、その国の外国人について十分な実現をみないことが多い。これはとくにある国の民族的偏見によって支配されている場合である。また国内の政治体制が変わることによって、その国の国民に対しても人権が無視されることがある。だから人権は国内的宣言だけでは不十分である。各国が共同的に人権の宣言をすることによって、各個人は世界の隅々にまで人格を全面的に拡大できるようになる。各個人は世界社会に属するのだから、世界的に保護されなければならない。だからそれは個人の所属する国または居住地だけの問題ではない。ある国において人権が保障されているか否かは、その国が他の国と結合して国際社会、人類の共

同体を形成する必須条件でなくてはならない。レヴィ・カルネイロはこのように述べ、世界人権宣言は、「諸国民の政治的同一性、世界を通じての民主主義の実現、文化の普遍的な普及の証拠であり、すべての国家は共通の分母、国際社会に加入するためのパスポートを持つに足ったのであり、このパスポートは超国家的根拠を持つ」と述べている。私は加えて、政治の中核にある人々で人種差別を容認するような国々は、南アフリカ共和国をその典型とするように、国際社会への本当の一員としてパスしないのではないかとも思う。ソ連もようやく民主主義を回復して国際社会にパスする今日である。

第二は、世界人権宣言と訳されているが、英語ではユニバーサル・デklarレーションである。ワールド・デklarレーションではない。インタナショナル・デklarレーションでもない。初めはインタナショナルという言葉だったが、ユニバーサルにすることを提案したのは、前に述べたルネ・カサンである。ルネ・カサンはインタナショナルという言葉によって宣言が相変らず国家間のことであって、われわれ一般の者には関係ないと考えられる

ことを心配したのである。ユニバーサルという言葉には次の意義のような重大な意味がある。

人権の座標は何度も述べたようにナショナルではなく、ユニバーサルであるということ、つまり普遍的、超国家的であるということ、人間それ自身が宣言の中心の主体であるということである。確かに前文の冒頭からして、人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利の承認がうたわれ、また最後にこの宣言は「社会の各個人及び各機関」にあてられるものとされている。

以上、人権それ自体の本来持っている普遍的、超国家的性格と、これとちろん連動するが、国家だけでなく社会の各個人及び各機関に世界人権宣言があげられていることを考えると、今日の国連を中心とする人権をめぐる活動のダイナミズムがよく分かる。ここで言いたいことは、国連を中心とする人権擁護活動へのNGO（非政府機関）、NGI（民間人）の参加ということである。この傾向は世界が縮小するに従って、とくに一九八〇年代に急激に高まった傾向である。健全な環境の中に生きる

権利などがこの典型である。

七

一九八〇年代をみると、国家間機構である国連レベルで人権のいろいろな問題が取り上げられるについて、国際的な民間団体がこれに注目し、これを国連レベルにまた持ち上げ、国家間の約束事、つまり条約にしたというパターンが顕著である。考えてみるとこのパターンは今から百年余り前の一八五九年にイタリアのソルフェリーノで激しい闘いを目撃し、戦いの犠牲者を保護することを思いついた国際赤十字運動の創始者アンリ・デュナンがすでにとっている。一九八〇年代に成立した拷問禁止条約に対して、アムネスティ・インターナショナルやスイスの国際法律家委員会などが仕掛人であることは周知のことであるし、児童の権利条約についても国際連盟以来の伝統を持つセイブ・ザ・チルドレン・ファンド（児童救済基金）の働きかけがあったことも周知の事実である。条約や宣言にはまだなっていない、先住民の権利やエイズ患者の人権、現代奴隷制度等々の問題を国連

レベルで検討するように問題を持ち上げてきたのは、大體において国際的に連帯する非政府団体（エクス・ナショナル・ファクターズ）である。

どうしてそうなのかという理由は十分に述べたが、従来まで国家が自由に処することのできるものと考えられてきた人権の擁護は、国連の成立を契機にこのようにすべての善意の人々の課題と責任になって来ているのである。

世界人権宣言によって実は人権は世界の国々や人々を対立させるものではなく、これによって同一の人権と民主主義の理想をわち持つことによって、世界の各国と人民、そして一人一人に対する内実の平和への途が開かれたのである。

（さいとう やすひこ・東京外国語大学教授）